埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十号告 一宗

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次の

ように道路の供用を開始する。

課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和五年九月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和五年九月二十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

一般国道二百五十四号	路 線 名
地先から同市苗間字街道西三四番六歩じみ野市大井字西原一〇八〇番二	供用開始の区間
令和五年九月二十六日	供用開始の期日
平成十一年十二月二十一日付 時示した道路予定区域の供用 時がである。延長二六〇・四 のメートル	備考